

政令番号36 イソブレン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和元年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	4.8E+3			4,811.0	1.5E+4	2.0E+3	17,320.0	22,131.0
9	栃木県	8.1E+1			81.0				81.0
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	8.5E+2			853.6		3.2E+3	3,200.0	4,053.6
13	東京都								
14	神奈川県	5.8E+3	2.9E+2		6,054.8		2.7E+3	2,700.0	8,754.8
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府	8.0E+3			7,983.0	1.2E+0	8.3E+3	8,301.2	16,284.2
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	7.6E+2	7.0E+0		763.0				763.0
34	広島県								
35	山口県	1.3E+0			1.3				1.3
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県	1.3E+1			13.0				13.0
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		2.0E+4	3.0E+2		20,560.7	1.5E+4	1.6E+4	31,521.2	52,081.9

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。